明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令（総務七三）　二

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務七）　三

〔規　則〕

○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院五）　三

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務四二七）　四

○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のカタール国及びアンティグア・バーブーダによる批准に関する件（外務四二一）　四

○輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件の一部を改正する件（財務三四二）　四

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件の一部を改正する件（同三四三）　四

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件の一部を改正する件（同三四四）　五

○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量を定める件の一部を改正する件（同三四五）　五

○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度における発動基準数量を定める件の一部を改正する件（同三四六）　六

○経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の平成三十年度における輸入基準数量を定める件（同三四七）　六

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの輸入数量を告示する件（同三四八）　七

○平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同三四九）　七

○平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同三五〇）　七

○平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同三五一）　八

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（同三五二）　八

○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件（厚生労働四二三）　八

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同四二四）　八

○有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格を制定する件（農林水産二八一二）　八

○人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格を制定する件（同二八一三）　九

○国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（同二八一四）　九

○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同二八一五）　九

○食用植物油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同二八一六）　九

○人工種苗生産技術による水産養殖産品についての生産行程管理者の認証の技術的基準を制定する件（同二八一七）　九

○人工種苗生産技術による水産養殖産品についての検査方法を制定する件（同二八一八）　九

○人工種苗生産技術による水産養殖産品についての小分け業者の認証の技術的基準を制定する件（同二八一九）　九

○有機料理を提供する飲食店等の管理方法についての取扱業者の認証の技術的基準を制定する件（同二八二〇）　九

○有機料理を提供する飲食店等の管理方法の適合の表示の様式及び表示の方法を制定する件（同二八二一）　九

○農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件（同二八二二）　一〇

○登録試験業者が証明書に付する登録標章の様式及び表示の方法を制定する件（同二八二三）　一〇

○保安林の指定をする件（同二八二四～二八三一）　一〇

○平成三十一年産のてん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びにでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件（同二八三二）　一〇

○平成三十年産のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価及び平成三十砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を改定した件（同二八三三）　一二

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（同二八三四）　一二

（以下次のページへ続く）